

さいたま市告示第 1 1 5 2 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 0 5 号）第 1 0 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 7 月 4 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 2 3 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 0 4 8 (6 5 2) 8 8 1 2

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/06/30	浦和駅東口	埼玉県警22-221069706	SWB317054		
2025/06/30	浦和駅西口	埼玉県警21-213237616	B1F69538		
2025/06/30	浦和駅西口	不明	STULF01389		
2025/07/01	浦和駅西口	埼玉県警23-233972002	SXG307227		
2025/07/01	浦和駅西口	埼玉県警24-242015061	SXL038289		
2025/07/01	北与野駅	不明	B4J61462		
2025/07/03	南浦和駅西口	埼玉県警16-6011623	B5K50639		
2025/07/04	南浦和駅西口	埼玉県警17-7246768	A16AL32669		
2025/07/04	浦和駅東口	埼玉県警17-7502195	S7F027634		
2025/07/04	北浦和駅東口	埼玉県警24-243769221	K4KK02269		
2025/07/04	北浦和駅西口	埼玉県警14-4424475	ND4A05257		
2025/07/04	与野駅西口	不明	KA10344367		
2025/07/04	中浦和駅	不明	TS2600650		
2025/07/04	中浦和駅	埼玉県警10-0104370	YJ91001593		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/06/30	大宮駅東口	7231522	GC8G02072		
2025/06/30	大宮駅西口	01539598	B1G72804		
2025/06/30	東大宮駅東口	不明	A16PA05718		
2025/06/30	東大宮駅西口	埼玉県警24-240986361	V230402093		
2025/07/03	大宮駅西口	滝野川A73901	SKK37977		
2025/07/03	西大宮駅南口	埼玉県警23-232651105	LHK02651		
2025/07/03	西大宮駅南口	埼玉県警20-204081930	STTCF11517		
2025/07/04	東大宮駅東口	埼玉県警20-203152787	SOWA13640		
2025/07/04	岩槻駅	埼玉県警20-204050848	F91231819		

合計: 23台

告示期限 令和7年7月25日